

認知症月間の取組

9月21日は世界アルツハイマーデーです。認知症への理解をすすめ、本人や家族への施策の充実を目的に1994年に制定されました。

国東市でも9月を認知症月間として、街頭での啓発活動や市役所1階ホール、図書館での啓発を行っています。

図書館では、“読む・知る・認知症”として書籍を通じた普及啓発を行っています。

認知症月間の際にはぜひお立ち寄りください！



▲くにさき図書館

昨年度の様子



安岐図書館▶

おれんじのれんに参加しませんか？

認知症のことを知りたい誰もが気軽に立ち寄り、交流できる場所です。会場では、介護・福祉などの専門職に認知症に関する相談もできます。

おいしいお茶やコーヒーを飲みながら、一緒におしゃべりをしたり、ゆっくりした時間を過ごしませんか？



午後1時30分から3時30分
(各会場共通)

国見

会場 ▶ みんなかん
次回 ▶ 10月1日(水)

国東

会場 ▶ きとわ
鶴川商店街周辺観光・交流拠点施設
次回 ▶ 9月16日(火)

武蔵

会場 ▶ 隣保館
次回 ▶ 9月19日(金)

年間のスケジュールは右の二次元コードからご確認ください。市役所包括支援センター窓口、国見総合支所包括支援センター窓口でも配布しています。



認知症カフェ

へつながら・ささえる

「おれんじのれん」 によるこそ



認知症カフェとは、認知症の人やその家族、地域の人など、認知症のことを知りたい誰もが気軽に立ち寄り、認知症に関する知識や情報を共有したり、悩みを語り合い、交流できる場所です。

今回の特集のため、7月18日に開催された武蔵町の「おれんじのれん」にお邪魔しました。

武蔵町では毎月1回、金曜日の午後1時30分から、隣保館で開店しています。午後1時過ぎ、少し早めに伺ったところ、既に待っているお客さんもいました。買い物物の帰りに、そのまま立ち寄りに来たそう。開店時間が近づくと、お客さんやボランティアがぼつぼつと集まりはじめました。常連客が多い中、この日は初めて来たというお客さんも。時折、こうして初めてのお客さんが訪れ、輪に加わっていくようです。

「おれんじのれん」では時々、簡単な工作などしているそうです。先月は多肉植物の寄せ植え作り、先々月は布で兜飾りを作ったそう。それぞれ、お客さんの誰かが、他のお客さんに教えて一緒に作ったのだと、常連のお客さんが作ったものの写真を見せてくれました。

今回は市の職員による夏野菜のお話のあと、漬物づくりが得意なお客さんによる漬物講座が行われました。最初は漬物づくりのコツをお客さんみんなで聞いていましたが、次第に質問が飛び出し、いつの間にか近くに座った人同士、好き好きに雑談が始まっていました。漬物づくりの話を続けている人もいれば、同じ漬物の話題でも、別の話をしている人もいます。少し離れたところで飼犬の話をしている人もいます。職員やボランティアも軌道修正はしていま

せん。きつと、こんな風におおらかで、各々がのんびり過ごせるのが、「おれんじのれん」の魅力のひとつなのでしょう。この日のお客さんの中には、認知症の方もいました。認知症だからといって、場所がわかれているなんてことはありません。

認知症の方でも、当たり前のように輪に加わって、いきいきと交流ができる。自分らしくいられて、笑顔になれる。「おれんじのれん」は、地域の理想像の縮図なのかもしれません。

い存じですか？ 高齢者虐待防止法

2006年4月に施行されたこの法律は、養護者(高齢者を養護している同居・近居の親族)による虐待に市町村が対応をしていくことが定められています。

虐待の種類は、次の5類型があります。

- 1 身体的虐待…暴力をふるう・リハビリの強要など
- 2 放棄・放任…食事を与えない・必要なサービスを利用させないなど
- 3 心理的虐待…大声で怒鳴る・物を壊して脅す・無視など
- 4 性的虐待…服を着せないなども含む

5 経済的虐待…年金や預貯金の搾取・渡さないなど
夫婦だから、親子だからといって、「許される」行為ではありませんが、この法律の目的には、虐待を受けている高齢者の保護だけでなく、虐待を行う養護者への支援も含まれています。虐待を疑われる人の早期発見・早期対応とともに、虐待をする側に対しても防止の観点から支援を行います。

悩んでいる人は、ぜひ地域包括支援センターにご相談ください。